

令和7年度監査実施計画

太田市監査基準第7条の規定に基づく令和7年度監査の実施計画を次のとおり定める。

1 監査事項

太田市監査基準に基づき監査等を実施する。

2 監査等の種類

(1) 財務監査（定期監査・随時監査）

(2) 行政監査

(3) 財政援助団体等監査

(4) 決算審査

(5) 例月出納検査

(6) 基金運用審査

(7) 健全化判断比率等審査

(8) その他法令の規定による監査

（議会の請求監査、長の要求監査、直接請求監査、住民監査請求、職員の賠償責任に関する監査）

3 監査等の時期及び対象部署

監査等の時期・対象部署については、別表のとおりとする。行政監査、財政援助団体等監査については、監査委員が必要があると認める時に実施する。また、その他法令の規定による監査については、要求・請求があったときに実施する。

4 監査等の実施体制

監査等の実施にあたっては、事前に資料及び関係書類・帳簿の提出を求め予備監査を行う。本監査当日は関係職員の出席を求め監査する。

5 監査等の結果報告

監査等の実施後は、監査結果報告書等を作成し、速やかに市長及び市議会並びに関係機関に報告する。

令和7年度 監査等の期日・対象部署

期日等	対象年度	区 分	対 象 部 署	
4 月	令和6年度会計分	定期監査等は5月から実施する。		
5/13		定 期 監 査	消 防 本 部	消防総務課 予防課 警防課 救急課 通信指令課 中央消防署 東部消防署 西部消防署 大泉消防署 …… <u>消防本部にて実施</u>
6/10		※1 定 期 監 査 ※1	企 画 部	企画政策課 おおた PR 戦略課 行革推進課 人事課 コンプライアンス推進室 国際課 情報管理課 広報課
			健 康 医 療 部	健康づくり課 国民健康保険課 医療年金課 介護サービス課
7/ 7 8 9 10		決算審査等	一般会計・各特別会計決算審査及び基金運用審査、 下水道事業等会計決算審査、健全化判断比率等審査	
10/21	令和7年度会計分	定 期 監 査 (学校監査)	小中学校、義務教育学校 (対象学校数： 小学校 13 校、中学校 9 校 計 22 校) …… <u>現地監査対象校にて実施</u>	
11/12		定 期 監 査 ※2	総 務 部	総務課 財政課 管財課 契約検査課 危機管理室 市民税課 資産税課 収納課
			選挙管理委員会事務局 公平委員会事務局 固定資産評価審査委員会事務局	
			教 育 部	教育総務課 学校施設管理課 文化財課 生涯学習課 学校教育課 市立太田高校
12/11		定 期 監 査 ※2	福 祉 こ ど も 部	社会支援課 障がい福祉課 長寿あんしん課 こども課 子育てそうだん課 児童施設課 社会福祉法人監査室
			産 業 環 境 部	産業政策課 観光交流課 環境対策課 脱炭素推進室 清掃事業課
1/15		定 期 監 査	秘 書 室	
			都 市 政 策 部	都市計画課 建築指導課 市街地整備課 まちづくり推進課 道路整備課 道路保全課 建築住宅課 下水道課
			行 政 事 業 部	事業管理課 花と緑の課 用地企画課
			議 会 事 務 局	議会総務課
2/12		定 期 監 査	地 域 振 興 部	地域総務課 太田地区振興課 九合地区振興課 沢野地区振興課 菰川地区振興課 鳥之郷地区振興課 強戸地区振興課 休泊地区振興課 宝泉地区振興課 毛里田地区振興課 尾島地区振興課 木崎地区振興課 生品地区振興課 綿打地区振興課 藪塚地区振興課
			文化スポーツ部	文化スポーツ総務課 文化課 学習文化課 エアリスペース 美術館・図書館 芸術学校担当 スポーツ振興課 スポーツ学校担当 スポーツ施設管理課
3/12		定 期 監 査	市 民 生 活 部	市民そうだん課 市民課 交通対策課
			農 政 部	農業政策課 農村整備課
			農業委員会事務局	
			会 計 課	
9 月～10 月	行政監査			
11 月	定期監査(工事監査)： 建築又は土木関係工事監査			
毎月 25 日 (期日変更あり)	例月出納検査			

○ 定期監査・決算審査等は、原則として本庁内11階の監査委員室にて実施する。

※1 企画部、健康医療部については、令和6年度の監査対象基準日以降分を対象とする。

※2 産業環境部、教育部については、令和6年度会計分も監査対象に含む。